

## 明石市多数のものが利用する施設耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多数の者が利用する施設の耐震性を向上するために耐震診断を行う者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、大学及び高等専門学校を除いたものをいう。
- (2) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- (3) 福祉施設 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条に規定する児童福祉施設等をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）第3項に規定する別添の指針及び告示附則第3項の規定により国土交通大臣が平成7年建設省告示第2089号第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法により、建築物の耐震性を診断することをいう。
- (5) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士、当該建築士が所属する同法第23条第1項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けた建築事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第4条に規定する建築物の所有者等が次の各号のいずれにも該当する建築物の耐震診断を実施する事業とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもので、建築基準法第3条第2項の適用を受けるもの
- (2) 学校、病院又は福祉施設の用途に供するもの
- (3) 階数が3以上であり、かつ、延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1,000平方メートル以上のもの

2 建築物が建築基準法第20条に規定する基準の適用上一の建築物であっても、当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該複数の建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、耐震診断を行う建築物の所有者又はその同意を得た管理者（以下「所有者等」という。）とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、所有者等が実施する補助事業に要する費用の3分の2以内の額で、建築物1棟につき100万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、耐震診断者と耐震診断に係る契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の概要を記した書類
- (2) 建築物の付近見取り図
- (3) 建築物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 建築物の所有者が確認できる書類
- (5) 建築物の確認通知書及び検査済証
- (6) 耐震診断に要する費用の見積書

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定をするときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付をしないときは補助金交付不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業廃止)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助事業を取り止めたときは、速やかに補助事業廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金の交付の決定を通知された補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）を、補助事業の内容の変更をする前に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、第7条の規定に準じ、交付決定額の変更の可否を決定し、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は第6条に規定する申請があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断に係る契約書及び領収書の写し
- （2）耐震診断結果報告書等の写し
- （3）補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し

（補助金の額の決定等）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によりその者に通知するものとする。

（返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年3月27日制定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。